

香川地方最低賃金審議会
 第2回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和6年9月27日 13時30分～15時00分		
開催場所	702会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金額について、労使双方から金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側：第1回提示額 1,110円（70円引上げ） 根拠：JCMが目指すべき賃金水準の月額193,000円を法定労働時間の173.8Hで除した時間額1,110円と現在の最低賃金額1,040円との差額70円とした。</p> <p>労働者側：第2回提示額 1,106円（66円引上げ） 根拠：令和6年組織労働者の平均高卒初任給192,500円を法定労働時間の173.8Hで除した時間額1,106円と現在の最低賃金額1,040円との差額66円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 1,075円（35円引上げ） 根拠：業界の実情と最低賃金引上げ状況等を勘案し、本年の香川県最低賃金の引上げ額52円に3分の2を乗じた金額の小数点以下を切り上げ35円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 1,080円（40円引上げ） 根拠：次回第3回専門部会での結審を見据え歩み寄り1回目の提示額に5円プラスして40円とした。</p> <p>次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き次回専門部会で審議することとなった。</p>		